

四国学院大学

令和4年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和5年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

四国学院大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的については、「四国学院&ユニバーシティ・モットー」及び建学憲章の二つの柱で構成し、キリスト教を基盤とするリベラル・アーツ教育を個性・特色としている。平成21(2009)年の創立60周年を機に建学憲章を改正、翌年メジャー制度を導入、地域社会の更なる多様化に因應べくメジャーとマイナーの拡充発展に取り組んでいる。

大学の使命・目的は学則に明記した三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映するとともに、「知のグローバル・コミュニティ 5.0<四国学院大学教育目標 SEGs 2020～2029>」（以下「中長期計画」という。）に反映している。

「基準2. 学生」について

全ての入学者をアドミッション・ポリシーに沿って、公正かつ妥当な方法により選抜している。学部の入学定員の見直しや入試広報戦略の充実を図ることなどにより、収容定員の充足率向上のため努力している。

教職協働による学修支援体制を整備し、履修指導を含めた支援に取り組んでいる。加えて、学生同士のピア・サポートによる学修支援を行っている。メディアルームをはじめ、体育施設、その他学修に必要な施設などを十分に整備し、バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性にも配慮している。

学生からの相談窓口として「学生コモンズ支援課」が、学生支援、修学支援、就職支援などに関する学生の意見・要望に一括して対応し、改善に取り組んでいる。

〈優れた点〉

- 研修を受けた上級年次生が初年次生の学修と学生生活全般を補助する「ピア・リーダー制度」を導入し、ピア・サポートによる学修支援に取り組んでいる点は高く評価できる。
- 障がいのある学生に対する講義保障として「ノートテイク・サービス制度」「アテンダント・サービス制度」「手話通訳者の派遣」など、幅広い学修支援を実施しており、多くの障がいのある学生が利用している点は高く評価できる。
- 返還の必要のない大学独自の給付型の奨学金制度が充実しており、多くの学生が制度を利用している点は高く評価できる。
- コンサート、演劇、映画、講演会、シンポジウムなどが開催できる「ノトスタジオ」は、授業だけではなく、地域イベントや舞台公演の開催など、地域文化の交流拠点とし

て、学外の人にも広く利用されており、高く評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

リベラル・アーツを重視する姿勢から、全学部共通ディプロマ・ポリシーを設定し、それを具現化するポリシーを学部ごとに策定する形をとっている。「Shikoku Gakuin University Studies」(以下「SUS 科目」という。)、各学科、キャリア拡充コースのカリキュラム・ポリシーが学則に定められている。学修成果の点検・評価については、授業評価アンケート等に基づいて実施している。

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性については、新カリキュラムでは、科目ごとにディプロマ・ポリシーを踏まえた「科目ポジション」、学修目標を設定し、シラバスに記載することで学修達成目標を明示している。授業終了時に教員と学生で学修目標に対する相互評価を行い、その結果に基づき、教育内容、指導方法等、授業全体の改善を行うこととしている。

「基準 4. 教員・職員」について

大学の重要事項を審議する組織として、学長が任命する主要な教学関係役職者により構成する「部長会」を設置し、学長自らが議長となることでリーダーシップを発揮している。学長の職務を円滑に執行し補助するために 2 人の副学長を置き、「副学長会」を組織している。一部規則等に不備はあるものの、実態としては法令に即した運営を行っている。

教学マネジメントは、「四国学院組織規程」に基づき、教職協働体制を構築している。目的に応じた各種研修や FD(Faculty Development)、SD(Staff Development)をはじめとする職員の資質・能力向上への取組みについて、実施計画に基づき取り組んでいる。

研究環境の整備と適切な運営・管理について、研究に必要十分なスペースの個人研究室を確保し、快適に研究できる環境を整えている。

〈優れた点〉

○教育改革を推進する主企画の一つである「マグノリア・カフェ」は、教員と学生が食事を交えて知のコミュニケーションを創造するという独創的な取組みであり、主宰教員に対して特別企画教育研究費を配分し積極的に推進している点は評価できる。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

法人に理事会や学内理事で構成する「学内理事懇談会」を、大学に学長・副学長等で構成する「副学長会」及び「副学長会」に学部長等を加えた「部長会」を管理運営機関として設置している。これらの会議体において経営と教学の戦略目標に対する意識の統一を図るだけでなく、経営と教学の明確な責任分担によって、円滑な意思決定が行われている。

監事・評議員は寄附行為の定めにより適切に選任されている。また、監事は理事会及び評議員会へ出席し、学校法人の業務・財産の状況と理事の業務執行状況についてチェックしている。

中長期計画の中で、経営基盤の安定を目的とした「ファイナンシャル・リソース」に関する目標を設定し、適切な財務運営の確立、安定した収支バランスの確保に努力している。

「基準 6. 内部質保証」について

大学の目的及び使命、三つのポリシー、点検及び評価について学則に定め、内部質保証の体制を明示している。全学的な課題を中長期計画にまとめ、「副学長会」及び「学内理事懇談会」が責を担って全学的に推進している。校務についての学長の最終的な決定権及び教授会の役割について関連する規則等の改善が必要であるものの、学部を超えた学修の保証に関して全学部一丸となって取組み、PDCA サイクルが機能している。

令和 3(2021)年度カリキュラム改正に伴い、学部・学科のディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の評価について試行している。今後、これらの IR(Institutional Research)データ情報に基づいた仕組みを整備することにより、学部・学科と大学全体それぞれの PDCA サイクルが有機的に結合した内部質保証を構築することが期待できる。

総じて、創立 60 周年を機に、キリスト教主義大学としての伝統と遺産を再確認し、現代社会における大学の存在価値を明確化して、その具現化に継続的に取り組んでいる。大学の使命・目的は「四国学院&ユニバーシティ・モットー」及び建学憲章に示され、開学当初から「地域性」と「国際性」を併せ持つ大学として知られている。今後、学修成果に基づく内部質保証の更なる充実が求められるものの、それらの特色は、全学的メジャー制度によるリベラル・アーツ教育の実践において存分に発揮されていると認められる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会との連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 奨学生寮マグノリア学寮

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的については、「四国学院&ユニバーシティ・モットー」及び建学憲章の二つの柱で構成し、学則に明記するとともに、大学案内、ホームページ等を使用して、具体的かつ簡潔に文章化している。大学はキリスト教を基盤とするリベラル・アーツ教育を個性・特色として、使命・目的及び教育目的に反映させ、その趣旨について、各種の掲載媒体を通して首尾一貫した表現で明示している。

平成 21(2009)年の創立 60 周年を機に建学憲章を改正、翌年メジャー制度を導入した。令和 3(2021)年度、地域社会の更なる多様化に応えるべく、教育目的の一部を改正しメジャーとマイナーの拡充発展を行うなど、使命・目的を具現化するための教育内容の充実に継続して取り組んでいる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は理事会で承認され、「大学協議会」「部長会」「全学教学連絡会議」を通して役員、教職員に共有されている。これらは、ホームページ、理事長、学長による講話、イベントなどを通じて学内外に周知され、学則に明記された三つのポリシーに反映されている。また、SDGs に倣って具体的なゴールとターゲットを示した中長期計画にも反映している。

学部・学科で構成する教育研究組織と、大学全体の教育目標に合致したメジャー制が掲げるそれぞれのポリシーの整合性については、学長が主催する「部長会」「全学カリキュラム審議会」を中心とする継続した教学運営によって、今後、更に整合性を図っていくこととしている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学理念に基づき、大学では全学部共通、学部・学科ごとのアドミッション・ポリシーを、大学院では研究科専攻ごとのアドミッション・ポリシーを学則に定め、ホームページや募集要項で公表している。また、オープンキャンパスや高等学校の進路担当教員を対象にした大学説明会などを通じて周知している。

全ての入学者選抜はアドミッション・ポリシーに沿って、公正かつ妥当な方法により実施されており、選抜の方法及び基準は募集要項に明記されている。入学者選抜の方法や入学者の受入れに関しては「入試本部会」が検証し、必要に応じて見直しを行っている。入試問題は「入試本部会」に組織された「入試問題作成委員会」がアドミッション・ポリシーを踏まえ、独自に作成している。

学部の入学定員の見直し、入試広報戦略の充実など、収容定員充足に向けた努力を行っている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による支援体制を整備し、履修指導を含めた学修支援に取り組んでいる。専任教員は毎週 2 時間のオフィス・アワーを設定し、学生の学修相談に応じている。障がいのある学生に対する支援体制も十分に整備されており、適切な学修支援が行われている。TA の活用実績は不十分であるが、学生同士のピア・サポートによる学修支援を行っている。

外国語、「初年次セミナー」などの科目に関しては、少人数クラスで授業を実施し、学生の学修の修得状況を担当教員が的確に把握できるように工夫している。

〈優れた点〉

- 研修を受けた上級年次生が初年次生の学修と学生生活全般を補助する「ピア・リーダー制度」を導入し、ピア・サポートによる学修支援に取り組んでいる点は高く評価できる。
- 障がいのある学生に対する講義保障として「ノートテイク・サービス制度」「アテンダント・サービス制度」「手話通訳者の派遣」など、幅広い学修支援を実施しており、多くの障がいのある学生が利用している点は高く評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

年間を通じたキャリア形成に関する講座の開講、「学生コモンズ支援課」による進路・就職に関する個別面談の実施、キャリア・カウンセラーの配置など、学生の社会的・職業的自立を促すための体制を整備し、支援を行っている。

3年次必修科目として「キャリアディベロップメント演習Ⅰ」「キャリアディベロップメント演習Ⅱ」を開講し、文章能力、コミュニケーション能力向上のための取組みを行っている。また、新カリキュラムではインターンシップを含めたキャリア教育の見直しを行い、支援体制の充実を図る予定である。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスや厚生補導に関しては、全学的な支援体制を整備し、学生生活における諸問題に対応している。また、キャンパス・ソーシャルワーカーを配置し、学生生活に関する包括的な支援を行うとともに、教職員、心理カウンセラー、医療スタッフが協働しながら、学生の心身に関する健康相談、心理的支援、生活相談などの業務に当たっている。

学生に対する経済的支援に関しては、日本学生支援機構奨学金のほか、大学独自の奨学金制度を設けている。

課外活動に関しては、「学生が主体となり行う課外活動等の円滑かつ適正な運営と活性化」を目的の一つに掲げた「四国学院大学ステューデント会議」を通じて、教職員と学生が協働しながら課外活動を運営し、活性化を図っている。

〈優れた点〉

○返還の必要のない大学独自の給付型の奨学金制度が充実しており、多くの学生が制度を利用している点は高く評価できる。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地面積、校舎面積ともに大学設置基準を大きく上回っている。授業で使用する教室や演習室などの施設・設備を適切に整備し、有効に活用している。講義室や演習室は授業時間外も開放され、学生の自主的な学びを支援している。

図書館は十分な学術資料を確保しているとともに、「共同学習スペース」を併設しており、多くの学生に利用されている。また、メディアルームをはじめ、体育施設、その他学修に必要な施設などを十分に整備している。バリアフリーをはじめとする施設・設備に関しては、点字プレートやスロープの設置、多目的トイレの整備など、障がいのある学生が利用しやすい施設・設備を十分に整備している。

授業は、教育効果を十分に挙げられる人数で実施されている。

〈優れた点〉

○コンサート、演劇、映画、講演会、シンポジウムなどが開催できる「ノトスタジオ」は、授業だけではなく、地域イベントや舞台公演の開催など、地域文化の交流拠点として、学外の人にも広く利用されており、高く評価できる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「学生による授業評価アンケートに関する規程」に基づき、毎学期末に原則として全ての開講科目を対象に学生による授業評価アンケートを実施し、授業及び学修支援に関する学生の意見・要望を把握している。集計結果はホームページで公開するとともに、授業担当教員が授業評価に対する見解や要望に対する改善策などをまとめ、学内システムを通じて学生にフィードバックしている。

心身の健康相談、経済的支援、学修環境を含めた学生生活全般に関しては、「ステューデント総会」や「卒業時アンケート調査」などの多様な方法を用いて、学生の意見・要望の把握に努めるとともに、「学生コモンズ支援課」が学生からの相談窓口として、学生支援、学修支援、就職支援などに関する学生の意見・要望に一括して対応し、改善に取り組んでい

る。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

リベラル・アーツを重視する姿勢から、建学憲章に基づく全学部共通のディプロマ・ポリシーを設定し、それを具現化するポリシーを学部・学科ごとに策定し、学則に定めている。ディプロマ・ポリシーはホームページで公開するとともに履修要覧に記載し、学生に周知している。

進級基準については設定していないが、各学部・学科のディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準・卒業認定基準等を学則に明記している。これらの要件は、年 3 回の履修登録時に 1 年次は「クラスター・アドバイザー」、2 年次以降は「アカデミック・アドバイザー」が学生と面談を実施し、確認する仕組みをとっている。また、卒業認定等については各学部教授会で審議を行うなど厳正に適用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

建学憲章を達成するため、「SUS 科目」、各学部・学科、キャリア拡充コースのカリキュラム・ポリシーを学則に定めホームページで周知している。カリキュラム・ポリシーとデ

ディプロマ・ポリシーの一貫性は、令和 3(2021)年度入学生から適用の新カリキュラムにおいてその関係を明示する「科目ポジション」及び学修目標を定め、シラバスに掲載している。教育課程の体系的編成に関しては、リベラル・アーツ教育を推進する中で学生が自由に学びを選択できるようにしているため、一定の履修モデルは策定していないが、各学生の学びの道筋は履修登録時の「クラスター・アドバイザー」「アカデミック・アドバイザー」との面談によって保証している。

大学は教養教育を重視しており、「SUS 科目」を通じて専門教育との連携を強化している。授業方法に関しては、少人数の演習クラスではさまざまな形式のアクティブ・ラーニングを採用している。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検・評価については、授業評価アンケート等に基づいて実施している。新カリキュラムでは、科目ごとにディプロマ・ポリシーを踏まえた「科目ポジション」、学修目標を設定し、シラバスに記載することで学修達成目標を明示している。授業終了時に教員と学生で学修目標に対する相互評価を行い、その結果に基づき、内容、指導方法等、授業全体の改善を行うこととしている。

教育内容・方法及び学修指導については、毎学期、学生の授業評価アンケート結果を教員に知らせるだけにとどまらず、教員は学生からの意見を踏まえてコメントや授業改善計画などのフィードバックを公表し、教員・学生相互で教育内容・方法を改善する仕組みをとっている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の重要事項を審議する組織として、学長が任命する主要な教学関係役職者により構成する「部長会」を設置し、学長自らが議長となることでリーダーシップを発揮している。学長を補佐するための副学長を 2 人配置し、「教学担当」「総務担当」として職務分担を定めている。また、学長の職務を円滑に執行し補助することを目的とした「副学長会」を設置している。

「四国学院組織規程」に基づき、教職協働体制を構築し、適切に職員を配置している。一部規則等に不備はあるものの、実態としては法令に即した運営を行っている。

〈改善を要する点〉

- 校務に関する最終的な決定権が学長に担保されていることが規則上不明確なため、学校教育法の趣旨に鑑み、校務に関する決定権者が学長であることを規則上で明確にするよう改善が必要である。
- 教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、学長が定め、周知していないことについて改善が必要である。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用・昇任等による教員の確保と配置に関しては、「教員人事手続きに関する規程」及び「教員人事審議会規程」の手續きに加え、「教員の資格条件に関する規程」に基づき適切に運用している。また、設置基準に定める専任教員及び教授を適切に配置しており、当該基準を満たしている。

教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施について、FD・SD 部会が目的に応じた各種研修や FD 活動の計画及び運営管理を行っている。また、教員を対象とした教育研究に関する評価制度を設定し、自己評価を年度末に提出させ、ヒアリングを行って 1 年間の教育研究活動の振り返りを実施している。

4-3. 職員の研修

- 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みについて、「職員の研修に関する規程」に基づく各種研修のほか、スタッフ・ディベロップメント実施計画に基づく研修を実施することで職員の大学職員としての基礎知識の修得及び建学憲章の理解などに取組んでいる。新規採用職員は、「チェスナット・オフィス」に最低1年間配属され、OJTを含めた年度計画に基づくSD研修に取り組んでいる。若手職員・中堅職員・課長クラスの研修の課題については、毎年度末に行う職員ヒアリングによる結果を共有し、その実効性と課題確認を行い研修計画に反映している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備と適切な運営・管理について、研究に必要十分なスペースの個人研究室を確保し、教員ラウンジ及び資料室を隣接に設け、快適に研究できる環境を整えている。

研究倫理の確立と厳正な運用について、「研究倫理規程」のほか「公的研究費の取扱いに関する規程」「公的資金を用いた研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を定め、また「人を対象とする研究倫理基準」に基づく研究倫理の審査を行うなど、研究倫理を確立し、厳正に運用している。

研究活動への資源の配分について、「教員個人研究費取扱内規」及び「特別研究費取扱内規」等に基づき適正に配分が行われている。知のコミュニケーションの場を創出する「マグノリア・カフェ」を主宰する教員には「マグノリア・カフェに関する規程」に基づく特別企画教育研究費を配分するなど、工夫しながら研究活動への資源配分に取り組んでいる。

〈優れた点〉

○教育改革を推進する主企画の一つである「マグノリア・カフェ」は、教員と学生が食事を交えて知のコミュニケーションを創造するという独創的な取組みであり、主宰教員に対して特別企画教育研究費を配分し積極的に推進している点は評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

経営の規律と誠実性の維持について、建学憲章、寄附行為及び学則をはじめ、法人及び大学の管理運営に関する諸規則を整備・運営している。

使命・目的の実現への継続的努力について、定期的に行われている理事会に加え、「学内理事懇談会」及び必要に応じて「学内理事協議会」を開催し、法人と教学運営の恒常的統括を遂行し、使命・目的の実現に努力している。

環境保全、人権、安全への配慮について、排出ゴミの削減やリサイクル、ソーラー発電システム導入による CO₂ 排出削減、「人権問題特別委員会」「ジェンダーとセクシュアリティに関する人権委員会」等各種委員会の設置、危機管理に関するマニュアル作成や避難訓練の実施など、必要な措置を講じている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

機動的かつ戦略的な意思決定を行うべく、寄附行為に則して理事会を設置し、適切に運営している。加えて、毎週 1 回「学内理事懇談会」を開催し、早急に対策決定が必要な案件については「学内理事協議会」を必要に応じて開催することで重要事項を決定し、理事会で報告するなどの施策を展開している。

また、理事の選任は、寄附行為及び寄附行為施行細則の定めるところにより適切に行われている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

意思決定の円滑化について、法人に理事会や学内理事で構成する「学内理事懇談会」を、大学に学長・副学長等で構成する「副学長会」及び副学長会に学部長等を加えた「部長会」を管理運営機関として設置している。これらの会議体において情報交換や意見交換が行われており、経営と教学の戦略目標に対する意識の統一を図るだけでなく、経営と教学の明確な責任分担によって、円滑な意思決定が行われている。

監事・評議員は寄附行為の定めるところにより適切に選任されている。また、監事は理事会及び評議員会へ出席し、学校法人の業務・財産の状況と理事の業務執行状況についてチェックしている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

適切な財務運営の確立について、中長期計画の中で、経営基盤の安定を目的とした「ファイナンシャル・リソース」に関する目標を設定し、適切な財務運営の確立に努力している。

安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保について、収入の柱である学生生徒等納付金収入の維持に当たり学内環境のハード面の整備に加え、寄付金をはじめとした外部資金獲得への積極的な取組みを推進するとともに、より積極的な資産運用を行うことで、安定した収支バランスの確保に努力している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理について、私立学校振興助成法、学校法人会計基準等の関係法令及び「学校法人四国学院経理規程」等に基づき適正に実施している。

会計監査の体制整備と厳正な実施について、公認会計士による会計監査及び「学校法人

四国学院監事監査規程」に基づく監事による業務監査及び会計監査を行っている。監事監査の際には、公認会計士が立会うなど、監事及び公認会計士が連携して監査が行われており、会計監査を行う体制は整備され、かつ、厳正に実施されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 1 条に大学の目的及び使命、三つのポリシー、点検及び評価について定め、内部質保証の体制を明示している。令和 2(2020)年度に策定した中長期計画には、全学的な方針及び検討課題、作業工程がまとめられている。この中長期計画は、単年度の事業計画と事業報告書を作成することによって継続的に推進されている。

平成 27(2015)年度までは自己点検評価委員会を設置していたが、大学の規模にふさわしい自己点検の実効性ある組織について再検討を行い、会議体の合理化とともに迅速かつ実質的な自己点検を行うための組織として、「副学長会」及び「学内理事懇談会」という既存の会議体にその責を持たせている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価の結果は、「全学カリキュラム審議会」「部長会」、大学院委員会を通じて全学的に共有し、事業報告書としてまとめ、ホームページで公開している。

学校法人の事務部門を統括する「チェスナット・オフィス」の構成員として IR・オフィサーが任命され、IRに関わる業務を管理統括する役割を担い、エビデンスとして有効な IR 情報の活用を努めている。

令和 3(2021)年度のカリキュラム改正に合わせて、IR 部門を中心に、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の可視化に関する「四国学院型内部質保証」システムを開発して

おり、一部公表している。今後の更なる検証を経て、三つのポリシーを起点とする内部質保証のための PDCA サイクルの構築が期待できる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

メジャー制を導入しているため、学生の学びについては、個別学部にとどまらず大学全体の内部質保証と一致した PDCA サイクルの仕組みの構築を目指している。校務について学長の最終的な決定権及び教授会の役割について、関連する規則等の改善が必要であるものの、学部を超えた学修の保証に関して全学部一丸となって取組み、PDCA サイクルが機能している。

令和 3(2021)年度のカリキュラム改編に伴い、学部・学科のディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の評価について新たに取組んでいる。今後、これらの IR データ情報に基づいた仕組みを整備することにより、学部・学科と大学全体それぞれの PDCA サイクルが有機的に結合した内部質保証を構築することが期待できる。

〈改善を要する点〉

○校務に関する最終的な決定権者が規則上不明確な点、また教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知していない点については、内部質保証システムの機能性が十分とはいえないため、改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域社会との連携

A-1. 地域の課題解決への取組み

A-1-① 本学リソースの活用と地域自治体との連携

【概評】

大学の強みを生かし、リエゾン・センターを通じて香川県、丸亀市、善通寺市など、さまざまな自治体に対してスポーツ教育、ドラマ・エデュケーションを通じた地域貢献を行っている。

スポーツ教育の分野においては、香川県のトップアスリート養成のための「スーパー讃岐っ子育成事業」への継続的な協力のみならず、一般の小学校 3、4 年生の希望者を対象にした「スポーツ体験プログラム」にも貢献している。また、丸亀市や三豊市の小中学生に

対しては実技教室、琴平町の小学生に対しては「基本的な運動能力を高めるためのスポーツ教室」、地元や近隣の高校に対しては体組成測定や栄養学の講義を提供し、スポーツの活性化に寄与している。同時に、善通寺市の老人クラブに対しては高齢者の健康維持を目的とした「健康づくり教室」を開催するなどして、近隣の老若男女を対象にさまざまな学びの機会を提供するだけでなく、学生にとっても貴重な学びの場を作り出している。

一方、ドラマ・エデュケーションに関しては、丸亀市との連携事業として「新市民会館『（仮称）みんなの劇場』開館準備プロジェクト」に携わっている。教員と共に演劇専攻の学生も参加し、ドラマを通して地域の課題やその解決方法の発見に貢献している。令和3(2021)年度に文化庁の文化芸術推進事業は終了したが、その後も継続的に劇場の開館に向けて連携活動を行っている。その他、善通寺市市役所広報室と連携して広報誌『広報ぜんとうじ』の発刊に寄与するなど、地域の活動と連携し、貢献している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 奨学生寮マグノリア学寮

本学では、新たに2021(令和3)年4月にマグノリア学寮を供用開始した。マグノリア学寮のコンセプトは、異なる価値観を持つ同級生や先輩・後輩と共同生活を通して、協調性や問題解決能力、コミュニケーション能力を育み、また教職員や地域住民と幅広く交流することで、さまざまなキャリアや卒業後の人生に役立つ実践的なスキルを身につける環境を整えた教育寮である。

このコンセプトを具現化するため、入寮学生は選考を経て入寮を許可している。選考を経た学寮生からRA (Residence Assistant) を各階1人を選出し、専属教員アドバイザーとの橋渡しや、学寮の各種企画とりまとめなどの業務を担っている。学寮は、学寮生と教職員が「共に生き、共に学ぶコミュニン(Living Learning Commune、以下: LLC)」を実践する空間として、LLCの発展には、アカデミック活動とフェッツ活動の両輪が不可欠であり、RAの役割は重要である。

アカデミック活動は、「教室外での持続的な学び」をコンセプトに、幅広い問題・関心を教職員と学寮生で共有し、学部やメジャーの枠を越えて活動している。活動の一環として、特別講演会やワークショップを主宰し、少人数の勉強会なども開催している。このアカデミック活動を通して、リーダーシップと責任感、人間の尊厳、多様性の理解、地域とのつながりの追及を図っている。フェッツ活動の「フェッツ」は「祝祭」を意味するフランス語に由来し、バーベキュー大会やパーティ、送別会、大学祭への参加を通して、豊かな人間関係作りにつながる環境を整えている。日々の暮らしにおいても「楽しさ」だけではなく、選ばれた学寮生にふさわしいアカデミックな舞台をダイナミックに創造している。このフェッツ活動を通して、他者への思いやり、葛藤と向き合う能力を身に付けている。また、新たな価値の共有、互いの可能性を認め協力し合う関係づくり、地域社会とのつながりを深めることを目標としている。

マグノリア学寮は、奨学生寮であり、近隣の家賃相場(4万~5万円)よりはるかに安価に月額費用(家賃、光熱通信費を含め15,000円)を設定している。各階1人のRAの月額費用は無償としている。

開設初年度の2021(令和3)年度の様々な活動は、新型コロナウイルス感染予防の観点から大々的に行うことができなかったが、学寮内でのイベントは感染対策をした上で行われた。